

一般財団法人秋田県建設・工業技術センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人秋田県建設・工業技術センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を秋田県秋田市川尻町字大川反170番地177に置く。

2 この法人は、従たる事務所として秋田県工業材料試験センターを秋田県秋田市新屋町字砂奴寄4番地の11に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、秋田県及び県内市町村の建設技術の向上並びに公共工事の品質確保を図ることにより県内の建設事業の振興発展と社会生活基盤の整備を促進するとともに、県内における工業技術及び生產品の品質向上を図ることにより県内産業の振興の取組を支援し、もって県民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 建設事業に関する調査研究
- (2) 建設事業・建設技術に関する研修、講習、顕彰及び普及啓発
- (3) 適切な社会基盤整備を促進するための技術的支援及び公共土木施設災害復旧に関する技術的な支援
- (4) 工業原材料及び製品並びに建設工事材料の試験及び分析
- (5) 公共施設台帳等に関する調査、整備、電子情報の保守管理
- (6) 工業技術及び生產品の品質向上に関する情報提供、研修及び顕彰
- (7) 建設事業に関する調査、設計、積算、現場管理等の発注者支援
- (8) 建設事業に関する電子計算システムの運用管理
- (9) その他この法人の目的を達成するため必要な事業

第3章 財産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産とし、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の設立に際し基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理)

第7条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は理事会の決議により定める。

2 基本財産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、地方債その他確実な有価証券に代えて、保管しなければならない。

3 その他の財産のうち現金は、前項の規定に準じて保管しなければならない。

(剰余金の分配及び利益供与の禁止等)

第8条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

2 この法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第3号に規定するこの法人の関係者及び同条第4号に規定する特定の個人又は法人等に対し、寄附その他の特別の利益を与えることができない。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始の日の前日までに理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 公益目的支出計画実施報告書

(4) 貸借対照表

(5) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類、監査報告及び定款を主たる事務所に5年間備え置くほか、従たる事務所にはそれらの写しを3年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

4 第1項の書類及び監査報告書は、作成後、少なくとも10年間保存しなければならない。

5 公益目的支出計画実施期間中においては、毎事業年度の経過後3箇月以内に、第1項の書類に監査報告書を添えて、秋田県知事に提出しなければならない。

(会計原則)

第12条 この法人の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第13条 この法人に、評議員3名以上14名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

3 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関して行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第16条 評議員に対して、各年度の総額が42万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事、監事及び評議員の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) 理事会において評議員会に付議した事項
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各評議員に対して通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、出席評議員の中から選出する。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

る。

(決議の省略)

第23条 理事長が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事長が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長のほか出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第6章 役員

(役員を設置)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上14名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、5名以内を専務理事又は常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 第2項に定めるもののほか、理事のうち1名を副理事長とすることができる。

(役員を選任等)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は相互に兼ねることができず、かつ、監事にあっては使用人を兼ねることができない。

4 理事又は監事を選任については、第14条第3項の規定を準用する。その場合において、「評議員」とあるのは、それぞれ「理事」又は「監事」と読み替えるものとする。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第32条 理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第7章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(4) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(招集)

第35条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

3 理事又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は、請求のあった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するには、各理事及び監事に対し日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を記載した書面をもって、1週間前までに通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるとき及び前条第3項の規定により招集された理事会の議長は、出席した理事の中から選出する。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合に、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第28条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長、専務理事及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

3 理事長が理事会に出席できなかった場合においては、出席した理事及び監事の全員が記名押印しなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条についても適用する。

(解散)

第42条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(合併消滅に伴う贈与)

第43条 この法人が合併により消滅する場合には、評議員会の決議を経て、公益目的財産額に相当する額の財産を、当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局の設置等)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(顧問)

第46条 この法人に顧問2人以内をおくことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により理事長が必要な期間委嘱する。

3 顧問は、重要な事務について理事長の諮問に応ずる。

第10章 公告の方法

(公告)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般財団法人の設立の登記を行ったときは、この定款第9条の規定にかかわらず、解散の登記日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- この法人の最初の理事長は、川上正とする。
- この法人の最初の専務理事は、河辺実とする。
- この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
石山良英 伊藤和宏 落合雄二 加賀谷誠
小林淳 妹尾明 谷藤眞吾
- この法人の設立の日に就任する監事は、前田正人及び塚田善也とする。

別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	金額	備考
定期預金	10,000,000円	旧財団法人秋田県工業材料試験センターの設立の際に秋田県が出捐した財産
有価証券 (額面)	100,000,000円	理事会の決議により繰り入れした財産
土地	44,267,267円	理事会の決議により繰り入れした財産 3,121㎡ 秋田市川尻町字大川反170番地177